

制定 令和 7 年 2 月 1 日

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領

1 報告主体となる者

事故発生時において、指定介護老人福祉施設の人員、施設及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）等の定めるところにより市に報告すべき者は、ふじみ野市内に所在し、又はふじみ野市の被保険者にサービスを提供する介護保険施設、認知症対応型共同生活介護事業者（介護予防を含む。）、特定施設入居者生活介護事業者（地域密着型及び介護予防を含む。）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホームその他居宅等の介護サービス事業者（以下これらを「事業者」という。）とする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 事業者からサービスを提供される者（ふじみ野市外に所在する事業者からサービスを提供されるふじみ野市以外の被保険者を除く。）をいう。
- (2) 職員 事業者の業務に従事する者をいう。
- (3) 管理者 事業者の業務及び職員の管理を行う者をいう。
- (4) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に定める感染症のうち、1 類、2 類、3 類、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症及び鳥インフルエンザ、レジオネラ症（4 類）、新型コロナウイルス感染症、感染症胃腸炎（ノロウイルス）（5 類）、疥癬等、利用者、利用者の家族及び職員にまん延するおそれのあるものをいう。
- (5) 集団発生 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる者が発生した場合のうち次に掲げるものをいう。
 - ア 1 週間に 2 名以上の死亡者又は重篤患者が発生した場合
 - イ 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ 通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われる場合
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、特に管理者が報告を必要と認めた場合

3 報告対象の事故

報告すべき事故は、次のとおりとする。

- (1) 死亡に至った事故
- (2) 医師（施設の勤務医及び配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等の何らかの治療が必要となった事故（比較的軽度な擦過傷、打撲等の日常生活に大きな支障がないものは除く。）
- (3) 感染症の集団発生
- (4) 職員の交通事故、法令違反、不祥事、犯罪の発生等により利用者、利用者

の家族及び事業者に損害を与えたもの

(5) 利用者の無断外出による行方不明者の発生その他の利用者の生命又は身体に重大な結果が生じるおそれがあるもの、事業者と利用者とのトラブル等のうち収拾が難しいと考えられるものその他管理者が報告の必要があると認めたもの

(6) 火災、震災、風水害等の災害により、利用者、利用者の家族及び職員の人的被害並びに施設、設備、敷地等の損壊が発生したもの

4 報告方法

報告方法は、次のとおりとする。

(1) 別紙を用いて、電子メール等の電磁的方法により報告すること。

(2) 電子メールで報告する場合は、メールの件名を「事故報告 第〇報（事業所名）」とすること。

5 報告の手順

報告の手順は、次のとおりとする。

(1) 第1報

事故発生後5日以内を目安に報告すること。

なお、別紙の1から6までの項目は全て記載するものとし、別紙の7から9までの項目は可能な限り記載すること。

(2) 追加報告（第〇報）

第1報の日以後に状況の変化が生じた場合その他の管理者が必要と判断した場合は、追加の報告を行うこと。

(3) 最終報告

事故の状況が収束したときは、第1報の内容に加え、別紙の7及び8の項目を記載し、速やかに報告すること。

6 報告先

〒356-8501

ふじみ野市福岡1-1-1

ふじみ野市福祉部高齢福祉課介護保険係

電話 049（262）9037（直通）

メール kaigo@city.fujimino.saitama.jp